

# 八丈町農業委員会

## 第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年9月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年9月25日(月) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友(欠席)			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：2名

7. 会議録署名委員の指名：5番 青木 保憲委員、6番 磯崎 正委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について(利用権設定)  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、事務局 佐藤 章敬、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第6回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について（利用権設定）について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 はじめに文言について補足させていただきます。  
これまで議案の題名の下の部分で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により・・・と説明しておりましたが、今回より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項の規定により・・・と文言が変わっております。  
今年5月の総会において自分が説明したのですが、本来は年度のはじめから、改正された新しい農業経営基盤強化促進法での手続きとなるところでしたが、東京都の方で要綱等の準備がまだできておらず、今年の10月ごろぐらいまでには、準備を完了させるとのことでありました。  
ですので、10月を目処に準備が完了するまでは、旧農業経営基盤強化促進法という文言を使いますとお伝えしました。  
その10月を目処にと話していた東京都の方での中間管理事業に関する要綱等の準備が整いましたので、今回より文言が変わっております。中間管理事業での最終決定は東京都となることから、題名についても意見の聴取についてという文言が変わっております。  
今回の農地の貸し借りの案件は全て中間管理事業でのものなので、今回のような文言となりますが、相対する直接の貸し借りや本日の議案第2号であげます所有権移転というのは中間管理機構を通さない為、これまでの『旧農業経営基盤強化促進法』の文言での説明となります。ま

た、来月以降でてきた際はご説明いたしますのでよろしく申し上げます。

それでは説明に戻ります。資料をご覧ください。

議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の提出について意見を求める。

令和5年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 3,397㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年間30,000円となります。

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 1,571㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 637㎡、2筆合計 2,208㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 5年間、賃借料は年間10,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、7月に開催しました第4回総会においても中間管理機構を通して●●●●さんから利用権設定を受けており、規模拡大をしていきたいとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、下草が繁茂していますが、平成18年度に建てられたロベネットハウスもきれいな状態で残っているほか、露地ロベもあり、下刈りなど農地の整備を行いロベを栽培する予定です。

番号2の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、①農地はロベが植えられており、今後も継続して栽培するとのこと。②農地は①農地の1段上に位置しており、現在周辺の雑木等が茂っていますが、切りごろのロベもすでに植えられており、今

後手入れをして①農地と共にロベを栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号1農地について、1番農業委員お願いします。

農委1番 農地については、事務局からの説明があったとおり、露地のロベとハウス内のロベが植えられています。周りに雑草も生えていますが、草刈等で整備すれば問題ないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明どおり、①農地はきれいにロベが植えられております。②農地はロベを育て始めてすぐに手が入らなくなったような状態で、少し荒れているが、ロベ自体は高さ的に切れ頃なので、草刈等整備すれば問題ないかと思します。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員、事務局からの説明があったように農地にはロベが植えられており、継続して栽培することによって問題ないかと思われま。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第1号議案を承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については承認といたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和5年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 955㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 1,000,000円、

移転の時期 令和5年12月1日、支払方法 現金支払、支払期限 令和5年11月30日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の所有権の移転を受ける●●●●さんは、8月に開催されました担い手協議会において認定新規就農者として認定を受けておりますので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地についてはすでにロベが植えられておりきれいに管理されているので、購入後も引き続きロベの栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番農業委員お願いします。

農委1番 事務局からの説明がありましたとおり、番号1農地にはすぐにも切れるロベがきれいに植えられておりますので、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。

農委4番 質問ですが、きれいなロベが植えられているとのことですが、植えられたロベも込みでの売買価格ですか。

事務局 はい、植えられているロベも込みでの土地の売買価格となります。

議長 他に何かございますか。

…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。